

広島県告示第三百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の五第二項の規定によって、指定試験機関の名称の変更の届出があった。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定試験機関の変更後の名称

一般財団法人 不動産適正取引推進機構

二 変更年月日

平成二十五年四月一日